

報告事項 才

「相談窓口カード」の配付について

「相談窓口カード」の配付について、別紙の通り報告します。

平成24年11月20日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

「相談窓口カード」の配付について

平成24年11月20日
教 育 セ ン タ ー

1 目的

いじめられている子どもも、いじめを発見した子どもも相談しやすいように「いじめ相談専用メール」を新設し、9月18日（火）から運用を開始している。このたび、以前から運用している相談電話「いじめ110番」や他機関の相談窓口も含めた「相談窓口カード」を作成・配付することで、相談窓口の周知を図り、いじめを早期に発見し適切な対応につなげる。

2 配付先等

- (1) 作成部数 100,000枚
- (2) 配付時期 平成24年11月中旬
- (3) 配付先 県内全ての児童生徒及び市町村（学校組合）教育委員会等の関係機関

3 「相談窓口カード」について

- (1) 規格 横折り名刺大4ページ

【イメージ】



- (2) 内容

- （新設）「いじめ相談専用メール」 ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp
- 「いじめ110番」 0857-28-8718（はな い っ ぱ い）

【表面・裏面】



【内面】

24時間いじめ相談ダイヤル(全国統一ダイヤル) ☎ 0570-078310	毎日 24時間
小中学校課 指導担当 ☎ 0857-26-7930	月～金 8:30～17:15
高等学校課 指導担当 ☎ 0857-26-7540	月～金 8:30～17:15
いじめ人権相談窓口 ☎ 0857-29-2115 ✉ ijime-soudan@pref.tottori.jp	毎日24時間
子どもの人権110番(法務省・鳥取地方事務局) ☎ 0120-007-110(全国共通・無料・IP電話不可) ☎ 0857-27-3751(通話料有料・IP電話可)	月～金 8:30～17:15
チャイルドライン うさぎのみみ ☎ 0120-99-7777	※ 16:00～21:00
ヤングテレホン・メール(県警察本部少年課) ☎ 0857-29-0808 ✉ youngmail@pref.tottori.jp	月～金 8:30～17:15 メールの受付は 毎日24時間
こども電話相談(児童相談所) (中央:鳥取) ☎ 0857-29-5460 (倉吉) ☎ 0858-22-4152 (米子) ☎ 0859-33-2020	月～金 8:30～17:00